

指定居宅介護支援事業所 管理者様

鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課長

居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプランの検証について（通知）

平素は、介護保険制度に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年9月22日付け厚生労働省通知「居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について（周知）」で示されたとおり、利用者の意向や状態像に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資するために、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占めるケアプランを下記のとおり検証いたします。

つきましては、鈴鹿亀山地区広域連合より届出の依頼をしたケアプランは、本広域連合に提出書類を添えて届出をお願いいたします。

記

1 制度の概要

厚生労働大臣が定める基準に規定する要件に該当し、本広域連合が届出の依頼をした居宅介護支援事業所は、指定されたケアプランに提出書類を添えて、届出をします。本広域連合は届出のあったケアプランを検証します。

本制度は、サービスの利用制限が目的ではなく、より利用者の意向や状態に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資することを目的とします。

2 厚生労働大臣が定める基準に規定する要件

居宅介護支援事業所ごとに見て、

①区分支給限度基準額の利用割合が7割以上

かつ

②その利用サービスの6割以上が「訪問介護サービス」

※令和3年10月1日以降に作成又は変更したケアプランが対象となります。

3 検証の流れ

(1) 本広域連合は、国民健康保険団体連合会から送られてくるデータを基に、厚生労働大臣が定める基準に規定する要件に該当する居宅介護支援事業所に対し、届出をするケアプランの指定をし、ケアプランの届出の依頼を通知します。

(2) 依頼を受けた居宅介護支援事業所は、指定されたケアプランに提出書類を添えて届出をします。

(3) 届出されたケアプランの検証

日時・開催場所等については別途お知らせいたします。

4 提出書類

(1) 居宅介護支援事業所単位で抽出する居宅サービス計画の届出書

(2) 基本情報の写し

(3) アセスメント表の写し

(4) 居宅サービス計画書「第1表」～「第7表」の写し

※「第1表」は、利用者へ交付し署名があるもの。

※「第5表」は、訪問介護が必要な理由の記載がある箇所のみ。

※「第6表」「第7表」は、指定されたサービス提供月分のみ。

《参考》

- ・「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第十三条第十八号の三に規定する厚生労働大臣が定める基準」の告示及び適用について（通知）（介護保険最新情報 vol. 1006 令和3年9月14日付）
- ・居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について（周知）（介護保険最新情報 vol. 1009 令和3年9月22日付）

《提出先及び問合せ先》

鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課 給付グループ

〒513-0801 鈴鹿市神戸一丁目18番18号 鈴鹿市役所西館3階

電話 059-369-3201 FAX 059-369-3202